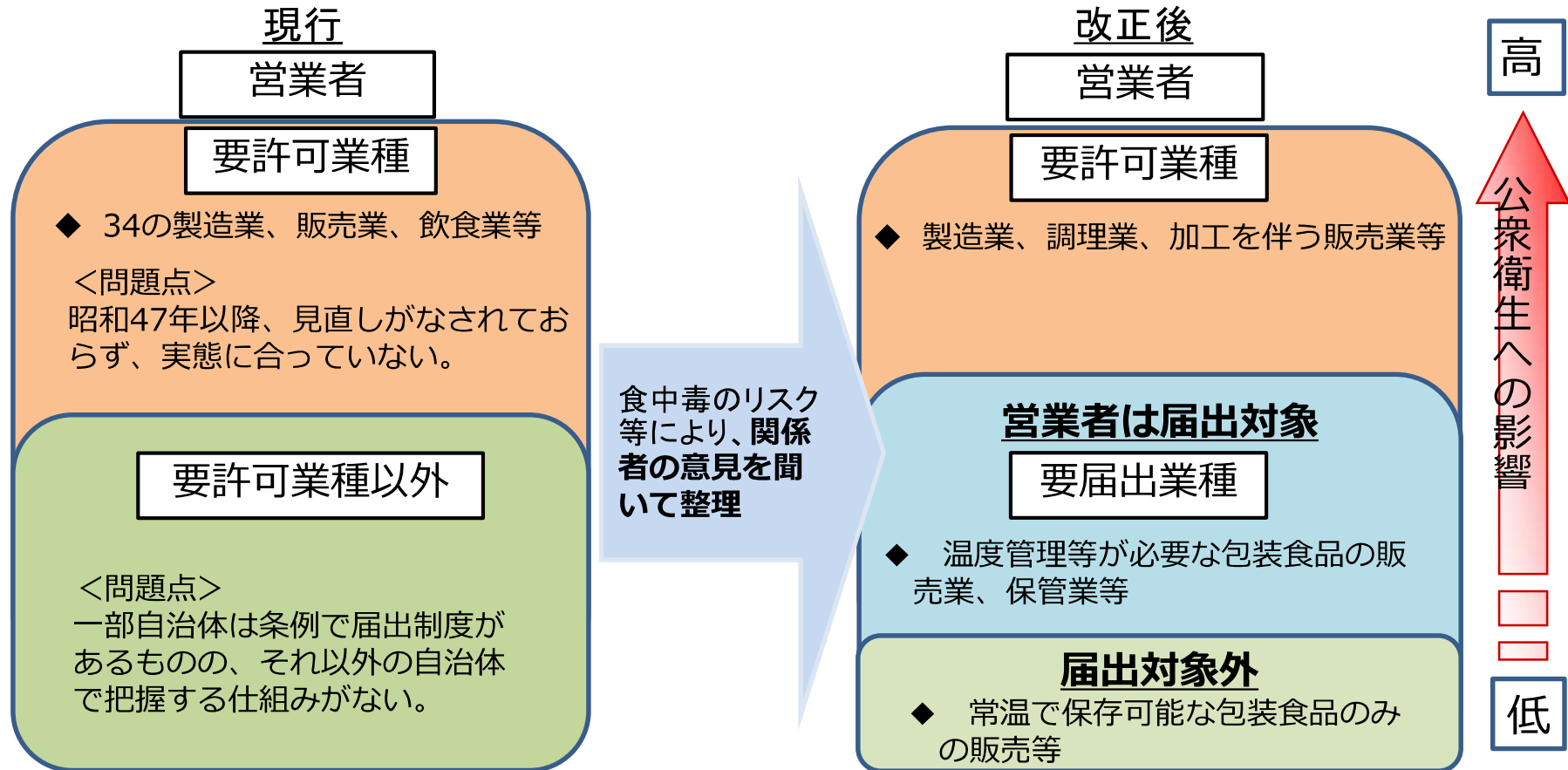


# 営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設

営業(者)(法第4条第7項及び第8項)

営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は含まない。営業者とは、営業を営む人又は法人。



- ※ 営業施設の基準は参酌基準として施行規則で規定し、自治体における取扱いを平準化
- ※ 施設基準は、給排水設備、冷蔵冷凍設備などの共通基準に、必要に応じて業種ごとの個別基準を設ける方針
- ※ HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴う新たな規定は設けない方針

# 営業許可業種の見直し（主な変更点）

## 現行の34許可業種(政令)

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| ① 飲食店営業       | ⑱ 食品の放射線照射業       |
| ② 喫茶店営業       | ⑲ 清涼飲料水製造業        |
| ③ 菓子製造業       | ⑳ 乳酸菌飲料製造業        |
| ④ あん類製造業      | ㉑ 冰雪製造業           |
| ⑤ アイスクリーム類製造業 | ㉒ 冰雪販売業           |
| ⑥ 乳処理業        | ㉓ 食用油脂製造業         |
| ⑦ 特別牛乳搾取処理業   | ㉔ マーガリンショートニング製造業 |
| ⑧ 乳製品製造業      | ㉕ みそ製造業           |
| ⑨ 集乳業         | ㉖ 醤油製造業           |
| ⑩ 乳類販売業       | ㉗ ソース類製造業         |
| ⑪ 食肉処理業       | ㉘ 酒類製造業           |
| ⑫ 食肉販売業       | ㉙ 豆腐製造業           |
| ⑬ 食肉製品製造業     | ⑳ 納豆製造業           |
| ⑭ 魚介類販売業      | ㉑ めん類製造業          |
| ⑮ 魚介類せり売営業    | ㉒ そうざい製造業         |
| ⑯ 魚肉ねり製品製造業   | ㉓ 缶詰又は瓶詰食品製造業     |
| ⑰ 食品の冷凍又は冷蔵業  | ㉔ 添加物製造業          |

## 新設する業種

- 漬物製造業※
  - 水産製品製造業※
  - 液卵製造業
  - 食品の小分け業
- ※多くの自治体が既に条例で許可業種としている。

## 統合し、1業種での対象食品を拡大する業種

- 飲食店営業(喫茶店営業を含む)
  - 菓子製造業(パン製造業・あん類製造業を含む)
  - みそ・醤油製造業(みそ加工品・醤油加工品を含む)
  - 食用油脂製造業(マーガリン・ショートニング製造業を含む)
  - 複合型そうざい製造業※
  - 複合型冷凍食品製造業※
- ※HACCPに基づく衛生管理を前提として、菓子、そうざい、めん類等、多品目への対応可

## 再編する業種

- 密封包装食品製造業(缶詰、瓶詰等の密封包装食品のうち、リスクの高い低酸性食品に限定して許可対象とする)

## 許可から届出に移行する業種

- 乳類販売業
- 冰雪販売業
- 冷凍冷蔵倉庫業

## 一部の業態が許可から届出に移行する業種

- 食肉販売業(包装食品のみを販売する場合)
- 魚介類販売業(包装食品のみを販売する場合)
- コップ式自動販売機(屋内設置等、一定の要件を満たす場合)

## 廃止する業種

- 乳酸菌飲料製造業(乳処理業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業の許可で対応)
- ソース類製造業(密封包装食品製造業又は届出の対象)
- 缶詰又は瓶詰食品製造業

# 営業許可業種の見直し案(主な変更点)

## 新設する業種

- 漬物製造業※
- 水産製品製造業※
- 液卵製造業
- 食品の小分け業

※多くの自治体が既に条例で許可業種としている

## 統合し、1業種での対象食品を拡大する業種

- 飲食店営業(喫茶店営業を含む)
- 菓子製造業(パン製造業・あん類製造業を含む)
- みそ又はしょうゆ製造業(みそ加工品・醤油加工品を含む)
- 食用油脂製造業(マーガリン・ショートニング製造業を含む)
- 複合型そうざい製造業※
- 複合型冷凍食品製造業※

※HACCPに基づく衛生管理を前提として、菓子、そうざい、めん類等、多品目への対応可

## 再編する業種

- 密封包装食品製造業(缶詰、瓶詰等の密封包装食品のうち、リスクの高い低酸性食品に限定して許可対象とする)

# 営業許可業種の見直し案(主な変更点)

## 許可から届出に移行する業種

- 乳類販売業
- 氷雪販売業
- 冷凍冷蔵倉庫業

## 一部の業態が許可から届出に移行する業種

- 食肉販売業(包装食品のみを販売する場合)
- 魚介類販売業(包装食品のみを販売する場合)
- コップ式自動販売機(屋内設置等、一定の要件を満たす場合)

## 廃止する業種

- 乳酸菌飲料製造業(乳処理業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業の許可で対応)
- ソース類製造業(密封包装食品製造業又は届出の対象)
- 缶詰又は瓶詰食品製造業